

議案第17号

豊橋市立家政高等専修学校学則の一部を改正する規則について

令和4年3月30日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市立家政高等専修学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市立家政高等専修学校学則の一部を改正する規則

豊橋市立家政高等専修学校学則（昭和30年豊橋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（退学の願い出） 第13条 生徒が退学しようとする時は、その事由を具して保護者等連署の上校長に願い出なければならない。	（退学の願い出） 第13条 生徒が退学しようとする時は、その事由を具して保護者連署の上校長に願い出なければならない。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。